

議案第 75 号

海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

人事院勧告、神奈川県人事委員会勧告等に鑑み、所要の改正を行うため

海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 海老名市一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「管理職特別勤務手当」を「管理職員特別勤務手当」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の37.5」に改める。

第17条の2の2の見出しを「（管理職員特別勤務手当）」に改め、同条中「管理職特別勤務手当」を「管理職員特別勤務手当」に改める。

附則に次の1項を加える。

(平成27年12月に支給する勤勉手当の特例措置)

14 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する第17条第2項第1号の規定の適用については同号中「100分の75」とあるのは「100分の85」と、同項第2号の規定の適用については同号中「100分の35」とあるのは「100分の40」とする。

(海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正)

第2条 海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の212.5」を「100分の217.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

(平成27年12月に支給する期末手当の特例措置)

21 平成27年12月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の212.5」とあるのは、「100分の222.5」とする。

(海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「管理職特別勤務手当」を「管理職員特別勤務手当」に、「100分の155」を「100分の157.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成27年12月に支給する期末手当の特例措置）

5 平成27年12月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは、「100分の160」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後的一般職給与条例」という。）附則第14項の規定、第2条の規定による改正後の海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）附則第21項の規定及び第3条の規定による改正後の海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員採用等条例」という。）附則第5項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（勤勉手当及び期末手当の内払）

2 改正後的一般職給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の海老名市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の一般職給与条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

4 改正後の任期付職員採用等条例の規定を適用する場合においては、改正前の海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手

当は、改正後の任期付職員採用等条例の規定による期末手当の内払とみなす。